

### 総務文教常任委員会

6月定例会で付託された議案5件と請願1件を審査しました。

★長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法改正により長期継続契約を条例で定めることが可能となり、公共用施設の管理等業務委託契約の契約期間を3年以内から5年以内に変更するものです。委託契約経費の削減が期待できるとありましたが、委員会では、新規事業者の参入を妨げないかなどの意見もあり、契約期間の決定には、より慎重を期すことなどを要望して原案のとおり可決しました。

★朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

総合市民センター研修施設第9学習室の用途を変更

し、教育支援センターの視聴覚ライブラリー資料を含む図書館資料収納保管施設とするものです。第9学習室は中央図書館2階の奥に位置し、OA研修室として使用していました。しかし、年間利用率が7%程と低く、また、視聴覚ライブラリーや図書館資料の収納保管スペースの確保が必要な状況でもありました。このことから、市民がより利用しやすい施設となるよう広報にも努められることを要望して原案のとおり可決しました。



中央図書館2階に視聴覚ライブラリーを設置

### 環境民生常任委員会

6月定例会で付託された議案6件を審査しました。

★専決処分について

朝倉市国民健康保険特別会計の事業勘定において平成23年度歳入が不足するため、平成24年度予算において3億2千万円を繰上充用する補正予算を専決処分したものです。

高度医療の普及に伴い、人工透析、循環器系の疾病等、1件あたりの医療費が100万円を超えるような高額なものも増加していることもあり、平成23年度の高額療養費が11%増えたほか、医療費が5.2%伸びたこと等が歳入不足の要因となっています。財政は厳しい状況であり、今後、保険年金課のみでなく、健康課、介護サービス課なども含め、市が一体となって医療費の削減に努力していただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり承認しました。

医療費の削減は健康づくりから



### 建設経済常任委員会

6月定例会で付託された議案1件を審査しました。

★市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求められたものです。

外国人登録法が廃止されること、及び、住民基本台帳法の一部が改正されること等に伴い、外国人住民についても住民票が作成されることとなります。このことにより朝倉市印鑑条例、朝倉市手数料条例、及び、朝倉市公共下水道条例について、規定の整備を行うものです。

法改正に伴うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決しました。

このほか、4件の議案を慎重に審査し、いずれも承認・可決しました。



雨の中の市道路線現地確認

